

第四十九回国会
衆議院
内閣
委員
會議
録
第一
号

本国会召集日(昭和四十年七月二十二日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 伊能繁次郎君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 岩動 道行君

理事 岡崎 英城君

理事 高橋 彌三君

理事 高橋 等君

理事 辻 寛一君

理事 藤尾 正行君

理事 前田 正男君

理事 西ヶ久保重光君

理事 大出 俊君

理事 中村 高一君

理事 伊藤卯四郎君

理事 井原 岸高君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 白井 莊一君

理事 加藤 高藏君

理事 高瀬 傳君

理事 塚田 徹君

理事 野呂 恭一君

理事 保科善四郎君

理事 湊 徹郎君

理事 稻村 隆一君

理事 角屋堅次郎君

理事 角崎弥之助君

理事 受田 新吉君

昭和四十年七月三十一日(土曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 辻 寛一君

理事 白井 莊一君

理事 類 彌三君

理事 塚田 徹君

理事 湊 徹郎君

理事 大出 俊君

理事 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

國務大臣 福田 篤泰君

出席政府委員

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 鶴海良一郎君

(大臣官房長)

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

七月三十一日

理事佐々木義武君六月八日委員辞任につき、その補欠として辻寛一君が理事に当選した。

七月二十二日

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十八回国会閣法第一〇一号)

同月二十八日

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

本日の會議に付した案件

理事の補欠選任

國政調査承認要求に関する件

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○河本委員長 これより會議を開きます。

理事補欠選任の件についておはかりいたします。

理事佐々木義武君が委員を辞任いたしましたので、理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、委員長より指名いたします。

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、辻寛一君を理事に指名いたします。

○河本委員長 次に、國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、國の行政の改善をはかり、公務員の制度及び給与の適正を期するため、小委員会の設置、關係各方面よりの説明聴取及び資料の要求等の方法により、

一 行政機構並びにその運営に関する事項

二 恩給及び法制一般に関する事項

三 國の防衛に関する事項

四 公務員の制度及び給与に関する事項

五 榮典及び旧勲章に関する事項

以上の各事項について國政に関する調査を行なうこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○河本委員長 この際、福田行政管理庁長官から發言を求められておりますので、これを許します。福田行政管理庁長官。

○福田(黨)國務大臣 このたび行政管理庁という非常に大切な役所を受け持ちました。きわめて不敏な者ではございますが、現在の行政改革その他についていろいろ懸案が残っております。最善を尽くしてこの問題と取り組みまして、成果をあげたいと考えております次第でございます。

つきましては、当委員会の委員長はじめ各先生から何かと御指導や御鞭撻を必要といたしますので、いろいろと今後ともよろしくお願い申し上げます。

きわめて簡単でございますが、ごあいさつを兼ねまして、今後の御鞭撻をお願いいたします。

(拍手)

○河本委員長 伊能委員から發言を求められておりますので、これを許します。伊能繁次郎君。

○伊能委員 ただいま福田長官から御丁寧なごあいさつをいただきましたが、実は本委員会における行政機構の改革並びに行政運営の管理の問題につきましては、前通常国会におきまして、二月十六日、社会党の角屋委員並びに民主社会党の受田委員から当時の増原長官並びに山口行政監察局長、井原行政管理局長の諸氏に對しまして、各方面にわたって御質問がございました。幸いにして昨日の衆議院本會議におきまして、行政監察委員が新たな機構で國會において任命せられ、非常にりっぱな方々が委嘱を受けて登足をせられたわけでございますが、当委員会において行政機構の問題については、すでに政府關係各閣僚からいろいろと御答弁がございました。かたがた懸案の問題につきましては、政府として各省次官を中心とする臨時行政改革本部において、八月一ばいをめどとして将来に向かっての行政機構の根本的な改革の方針を決定せられるやに伺っておりますので、それらの問題につきまして、福田長官として御就任早々ではございますが、従来の経過等は十分御承知のことと思っております。政府のそれらの新しい行政改革の方向等については十分御督励を願って、来たるべき臨時國會等では本委員会にぜひ御説明、また政府の原案が提示できるような御努力をいただきたいことを、御就任に際してお祝いのかたがた希望として私申し上げます。

○福田(黨)國務大臣 御趣旨に沿ひまして最善を尽くしたいと考えております。

○河本委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。瀬戸山建設大臣。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第三項中「第一号の三まで、第十七号から第十八号の三まで」を「第一号の三までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業（幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画として決定されたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。次条第二項において同じ。）の実施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。次条第二項において同じ。）前条第十七号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。次条第二項において同じ。）前条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に関するもの、前条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの、同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開発事業に係るものに関するもの、同条

4 都市局においては、前条第五号から第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）同条第五号の六から第五号の九までに規定する事務、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務のうち工業団地造成事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの、同条第六号から第七号までに規定する事務、同条第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域、地区及び街区の指定に関するもの並びに同条第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するものをつかさどる。

7 住宅局においては、前条第十九号に規定する事務、同条第二十号に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。）同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四及び第二十三号に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）同条第二十三号の三及び第二十三号の四に規定する事務、同条第二十三号の五及び第二十三号の六に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）並びに同条第二十四号に規定する事務をつかさどる。

第四号の二第一項を次のように改める。
計画局に宅地部を、河川局に砂防部を置く。
第四条の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 宅地部においては、第三条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の実施、指導、助成及び監督に関するもの、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務、同条第十八号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務、同条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四

項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に関するもの、第三条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの並びに同条第二十三号の六に規定する事務のうち地方住宅供給公社の業務で宅地の造成、管理及び処分、水面埋立事業並びに新住宅市街地開

発事業に係るものに関するものをつかさどる。
第五条の三第一項中「に」に関するもの並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに関するもの」を「及び業務に関するもの（計画局の所掌に属するものを除く。）」に改める。
第六条中「建設研究所」を「建設大学校」に改める。
第九条の二（見出しを含む。）中「建設研究所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十条第一項の表中

中央建築士審議会	建設大臣の諮問に依りて一級建築士及び二級建築士調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行うこと。
一級建築士試験委員	一級建築士試験に関する事務をつかさどること。
建築審議会	建設大臣の諮問に依りて建築及び建築士に関する重し、当該事項について関係行政庁に建議すること。
中央建築士審査会	一級建築士試験に関する事務をつかさどり、その他五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。

重要事項を調査審議
建築士法（昭和二十

に改める。

第十二条中第三号の二及び第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十三条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第四項中「工事を実施させる」を「工事、維持その他の管理を行なわせる」に改める。

第十四条第一項ただし書を次のように改める。
ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び営繕部を、中国地方建設局には用地部を置かない。

第十九条中「三万五千七百二十人」を「三万五千

七百十九人」に改める。

第二十二条 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に依りて公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

附則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、昭和四十年十月一日から施行する。

(建築士法の一部改正)

2 建築士法の一部を次のように改正する。

目次中第六章 建築士審議会及び試験委員を「第六章 建築士審査会」に改める。

第十條第三項中「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」を「中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会」に改める。

第二十五條中「中央建築士審議会」を「中央建築士審査会」に改める。

第六章 建築士審議会及び試験委員を「第六章 建築士審査会」に改める。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

(建築士審査会)

第二十八條 一級建築士試験又は二級建築士試験に関する事務をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属せられた事項を処理させるため、建設省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

(建築士審査会の組織)

第二十九條 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以上をもつて組織する。

2 一級建築士試験又は二級建築士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会にそれぞれ試験委員を置く。

3 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審査会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

第三十一條第一項中「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

び都道府県建築士審査会」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員」を「委員、試験委員」に改める。

第三十四條中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

3 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書を削る。

附則第二十項中建設省設置法第四條第三項及び第七項並びに第四條の第二項の改正規定を削る。

(首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律の一部改正)

4 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第三條第五号の十」の下に「第四條第三項及び第四條の第二項」を加える。

理由

宅地に関する行政の総合的かつ効率的な推進を図るため、計画局に宅地部を置くとともに、建築及び建築士に関する重要事項を調査審議させるため、本省の附属機関として建築審議会を置き、その他建設研究所を建設大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山國務大臣 たいいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年の地価高騰は、住宅及び生活環境施設の充

実あるいは産業の基盤となる各種の公共施設の整備に対する重大な隘路となっており、宅地問題の解決は国民生活の安定向上と経済成長のために緊急の課題となつてまいりました。このような事態に対処するため、建設省の組織の面においても、宅地対策のための機構の整備を行なうことが必要とされるに至つております。

このような見地から、宅地部を設置することとし、あわせてこの際数項目の組織に関する改正事項を含めまして、この法律案を提出することとしたのであります。その要旨は、

まず第一に、計画局に宅地部を設置し、これに宅地に関する行政を統一的に所掌させることとしたのであります。

現在、宅地制度、宅地の造成、新市街地の開発等宅地に関する事務は、計画局、都市局、住宅局の三局に分散しておりますが、近年における宅地需給の不均衡が国民の住生活を圧迫し、健全な市街地形成の障害となつて現状にかんがみ、宅地に関する事務を宅地部に一元化し、宅地政策を強力に推進しようとするものであります。

第二に、中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処して、中部地方建設局に用地部を設けることとしたのであります。

第三に、建設研究所を建設大学校に改めることとしたのであります。

建設研究所は、近年その組織、施設、教育内容等の飛躍的な充実を見ましたので、このたびこれを建設大学校に改称し、国、地方公共団体等を通じて、建設関係職員の養成訓練を一段と積極的に推進してまいりたいと考えております。

第四に、本省の附属機関として建築審議会を設けることとしたのであります。

最近における建築技術、建築生産等の目ざましい進歩に対処して、建築に関する基本的施策の確立に資するため、新たに建築一般及び建築士に関する重要事項の審議機関として建築審議会を設け、これに伴い本省の附属機関である現行の中央建築士審議会及び一級建築士試験委員を改組して

中央建築士審査会に統合し、建築行政の強化をはかりたいと考えております。

第五に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十一日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させることとしたのであります。

最後に、建設業の海外進出の促進等に資するため、建設関係在外公館駐在員を一名増加することに伴い、建設省の定員一名を外務省に移しかえることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。委員の皆さん御承知のとおり、この建設省設置法の一部改正は、他の事務委譲等の事項を加へまして数回国会に御審議願ひましたけれども、いろいろ御意見があらまして今日まで成立を見るに至つておりません。そういう次第で、事務委譲の問題については、さらに先ほどもお話がありましたが、行政機構の全般的な再検討をする次第になつておりますので、そういうものと十分関連を持たして再検討するということとしております。しかも、いま申し上げました今度の改正案の事項が、御承知のとおり急を要するものであり、しかも御決議を願つております四十年年度予算に全部計上されておる事項でありますから、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをよろしくお願い申し上げます。

○河本委員長 次会は、来たる三日、午前十時理事會、同十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十時四十三分散會

昭和四十年八月四日印刷

昭和四十年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局